

第 66 号議案

豊後大野市消防手数料条例の一部改正について

豊後大野市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正により、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料の額が引き上げられることに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市消防手数料条例の一部を改正する条例

豊後大野市消防手数料条例（平成 17 年豊後大野市条例第 245 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の部貯蔵所の款危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの項中「1,580,000 円」を「1,590,000 円」に改め、同款危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの項中「1,940,000 円」を「1,950,000 円」に改め、同款危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの項中「2,260,000 円」を「2,270,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市消防手数料条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。